

平成31年度  
産業用地確保に係る基礎調査業務委託  
企画提案（プロポーザル）募集要項

千葉市経済農政局経済部企業立地課  
平成31年2月26日

## 平成31年度 産業用地確保に係る基礎調査業務委託

### 企画提案（プロポーザル）募集要項

#### 1 趣旨

千葉市（以下「市」という。）における産業用地確保に係る基礎調査を業務委託する事業者を企画提案（プロポーザル）方式により募集する。

#### 2 委託業務

##### (1) 件名

平成31年度 産業用地確保に係る基礎調査業務委託

##### (2) 内容

別紙「仕様書」のとおり

##### (3) 納期

第1次報告案の提出期限 平成31年（2019年） 8月30日（金）

第2次報告案の提出期限 平成31年（2019年） 12月27日（金）

最終報告案の完成期限 平成32年（2020年） 2月28日（金）

##### (4) 委託料

8,000千円（消費税込）以内とする。 ※消費税10%を適用

支払方法は業務を問題なく実施したことを発注者が確認した上で一括払いとする。

#### 3 参加資格

産業用地確保に係る調査に実績を有し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者。

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- (2) 当該業務の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- (6) 法人税（個人にあたっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- (7) 千葉県内に本店又は営業所を有する者にあつては、すべての千葉県税を完納していない者
- (8) 千葉市内に本店又は営業所を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していない者
- (9) 千葉市内に本店又は営業所を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- (10) 千葉市委託入札参加資格者名簿に登載されていない者
- (11) 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）及び千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、提案書等の提出の日から事業者の決定の日までの間に受けている者
- (12) 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当する者

#### 4 参加手続き

##### (1) スケジュール

	内容	日程
①	公募開始日	平成 31 年 2 月 26 日 (火)
②	質問受付締切日	平成 31 年 3 月 1 日 (金)
③	質問への回答日	平成 31 年 3 月 5 日 (火)
④	参加申込受付締切日	平成 31 年 3 月 8 日 (金)
⑤	企画提案書の受付締切日	平成 31 年 3 月 15 日 (金)
⑥	プレゼンテーション実施日	平成 31 年 3 月 22 日 (金) (予定)
⑦	選考結果通知 (発送)	平成 31 年 3 月 28 日 (木) (予定)

##### (2) 参加申込について

企画提案に参加を希望する者は、下記ウに記載の書類を提出しなければならない。

###### ア 提出期限

平成 31 年 3 月 8 日 (金) 午後 5 時に必着  
(土、日及び休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで)  
なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

###### イ 提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号  
千葉市経済農政局経済部企業立地課 (千葉市役所 2 F)

###### ウ 提出書類

- (ア) 企画提案参加申込書 (様式第 1 号)
- (イ) 会社の概要を説明した資料 (会社案内パンフレット可)

##### (3) 質問の提出について

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本募集要項及び仕様書等の内容について、不明な点が生じた場合、下記により質問すること。

###### ア 受付期間

平成 31 年 2 月 26 日 (火) ~平成 31 年 3 月 1 日 (金) 午後 3 時まで

###### イ 質問方法

下記メールアドレスに電子メールで送信すること。なお、電話・口頭での質問は一切受け付けない。

千葉市経済農政局経済部企業立地課  
E-mail : [kigyoritchi.EAE@city.chiba.lg.jp](mailto:kigyoritchi.EAE@city.chiba.lg.jp)

###### ウ 提出書類

質問書 (様式第 2 号)

###### エ 受け付けた質問に対する回答

質問の回答はホームページに平成 31 年 3 月 5 日 (火) 午後 5 時までに掲載する。  
なお、回答の内容は、本募集要項の追加または修正とみなす。

##### (4) 企画提案書の提出について

###### ア 提出期限

平成 31 年 3 月 15 日 (金) 午後 5 時必着  
(土、日及び休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで)  
※郵送の場合は、書留の扱いとする。

###### イ 提出先

千葉市経済農政局経済部企業立地課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

ウ 提出書類

(ア) 企画提案書(様式第3号)

(イ) 見積書(税抜)

(ウ) 企画提案内容に係る書類

(書式等は自由です。図表や写真等を使って分かりやすい物になるよう留意して下さい。情報量は、A3サイズに換算して5枚以内を目途にお願いします。情報量の多寡は評価に影響しません。プレゼンテーションはパソコン、プロジェクターにて行いますので、電子データ[PDF]もCD-Rで提出して下さい。)

(5) プレゼンテーション(選考委員会)について(予定)

ア 日時

平成31年3月22日(金) 午後3時開始

※参加申込の受付後に開始時刻をご案内します。

イ 場所

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所本庁舎5F 契約課工事入札室

ウ 内容

企画提案書の内容について、1社あたり20分程度のプレゼンテーション(質疑応答を含む。)により実施。

提案者が選考委員会に出席できる人数は2名までとし、提出した企画提案書一式のみを使用すること。

※パソコンとプロジェクターは市側で準備します。

(6) 選考結果の通知について(予定)

ア 通知日

平成31年3月28日(木)

イ 通知方法

企画提案書の提出者全員へ電子メールで結果を通知し、市ホームページで公表。

5 事業者選定

(1) 選定趣旨

提案内容、及び実施体制等総合的に勘案し、最も優れた者を選定し、委託契約予定者として決定する。

(2) 選考方法

ア 審査員

千葉市で設置する選考委員会

イ 審査方法

各選考委員が(3)の審査基準に基づいて、提出されたすべての企画提案書及び別途実施するプレゼンテーションやヒアリングをもとに選考する。

なお、最多得点の提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を選考する。

(3) 審査基準

ア 全体

千葉市域における産業用地確保について今後の検討の指標とするため、直近の経済社会情勢を踏まえ、千葉県内における近年の動向や、企業の立地ニーズ等を

調査・分析し、最良の提案を行う体制を備えているかを評価する。

イ 個別評価項目

選考にかかる評価項目及び評価の着眼点は次のとおりとする。

	評価項目	評価の着眼点	配点
1	提案内容に関する評価	・業務目的の理解度、業務目標の達成及び受注に必要な能力、提案内容の企画力及び調査分析力、提案内容の独自性・強み、スケジュール管理、情報管理、千葉市の経済情勢や地域特性等への理解度	55/65
2	実施体制に関する評価	・実施体制 ・類似業務実績	10/65

(4) 参加者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

ア 見積額が2(4)に記載する委託料を超過した場合。

イ その他、参加者が委託業務を遂行するにあたり、著しい問題があると市が判断した場合。

(5) 選考結果の通知

4(6) 選考結果の通知についてのとおり。

6 その他

(1) 企画提案書等、提出書類の作成、提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等については、選考結果にかかわらず返却しない。

(3) 応募書類は、千葉市情報公開条例(平成12年市条例第52号)の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。

(4) 市は、提案書等を本事業の選定以外に無断で使用しないものとする。

(5) 企画案は、1社1案で提出すること。

7 契約について

(1) 契約の締結

ア 選考により最優秀提案と決定した提案を提出したものを委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意したのちに委託契約を締結する。

イ 前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

(2) 留意事項

ア 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

イ 提案された企画案を尊重するが、必ずしも企画どおりに委託するものではない。業務委託仕様書については、提案された企画内容をもとに委託先候補と協議のうえ、作成する。

ウ 契約保証金要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

エ 業務の一部について、他者に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けること。

オ 委託費の支払いについては、委託業務完了後一括払いとする。

- カ 著作権については、仕様書（別紙）記載のとおりとする。
- キ 平成31年度予算にかかる議会の議決を得られないときは、契約手続きを中止するものとする。

(3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、千葉市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

8 問い合わせ先

千葉市経済農政局経済部企業立地課 担当：稲次、山下  
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所2F）  
電話：043-245-5279